

## 第2次小樽市緑の基本計画策定委員会（第1回）会議録

[日時] 令和3年11月12日（金）13:45～15:15

[場所] 建設部庁舎3階 第1会議室

[会議次第]

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題
  - (1) 「小樽市緑の基本計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」及び「小樽市緑の基本計画策定委員会運営規程（案）」について
  - (2) 見直しの背景について
  - (3) 見直しの進め方について
  - (4) 緑の基本計画とは（制度の概要）について
  - (5) 現計画の内容について
  - (6) 現計画の実績について
  - (7) 本市の現況について
  - (8) アンケート調査結果について
  - (9) 緑の課題について
- 4 その他
- 5 閉会

[出席者]（名簿順 敬称略）

阿部 哲也、片桐 由喜、杉山 奈穂子、高塚 恵、中鍵 貴之、能瀬 晴菜、八木 宏樹

[欠席者]

欠席者なし

[説明のための出席者]

（建設部）松浦部長、池澤次長、半田公園緑地課長、日達建設部主幹、亀田主査  
赤川主査、畠山

[議事]

《建設部主幹》

ただいまより「第1回 第2次小樽市緑の基本計画 策定委員会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

委員長選出まで、私「日達」が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは開催に当たりまして、小樽市建設部長の松浦より、ご挨拶させていただきます。

松浦部長、よろしくお願いいたします。

《建設部長》

～ 挨拶 ～

《建設部主幹》

松浦部長、ありがとうございました。

これより、委嘱状等の交付を行います。五十音順にご紹介してまいりますので、お名前が呼ばれた委員の方は、その場でお立ちいただき、松浦部長より、委嘱状等をお受け取りください。

阿部 哲也委員、片桐 由喜委員、杉山 奈穂子委員、高塚 恵委員、  
中鍵 貴之委員、能瀬 晴菜委員、八木 宏樹委員

策定委員会につきましては7名の委員にて構成されております。計画策定までの期間、よろしくお願いいたします。

続きまして、私共の事務局体制について、紹介させていただきます。

建設部長の松浦です。建設部次長の池澤です。公園緑地課長の半田です。私、建設部主幹をしております日達です。

公園緑地課主査の亀田です。同じく主査の赤川です。畠山です。

また、本日所用で欠席しておりますが建設部次長の内藤がおります。

以上8名の事務局体制でございます。委員の皆さまにご協力いただきながら、計画策定を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日は次第にあります議題について、ご審議いただきたいと思います。

ここで配布資料の確認をさせていただきます。

全部で5種類ございます。

まず、次第、委員名簿、

資料1－1 小樽市緑の基本計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱

資料1-2 小樽市緑の基本計画策定委員会運営規程（案）

資料2 小樽市緑の基本計画について

以上でございます。資料の過不足はございませんか。

それでは、議事に入る前に「委員長の選出」を行ってまいります。

資料1-1をご覧ください。

「小樽市緑の基本計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」第3条第2項により「委員長は、学識経験者として委嘱された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。」とあります。

どなたか推薦される方はおりますか。

A委員、どうぞ発言願います。

#### 《A委員》

前回の委員長を務められた、八木委員にお願いしてはいかがでしょうか。

#### 《建設部主幹》

A委員より、八木委員の推薦がありました。八木委員に委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、委員長については、八木委員にお願いしたいと思います。

早速ではありますが八木委員長には委員長席に移動していただき、副委員長の指名及び以降の進行をお願いいたします。

#### 《委員長》

～ 委員長挨拶 ～

それでは、私の方から副委員長の指名をいたします。片桐委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

片桐委員、よろしく願いいたします。

#### 《副委員長》

副委員長をご指名いただきました片桐です。よろしく願いいたします。

## 《委員長》

それでは、議事に入る前に、今日は初顔合わせですので、自己紹介をお願いしたいと思いますが、阿部委員から順番にお願いいたします。

～ 全員終了 ～

皆さん、ありがとうございました。これからよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題に従って進めてまいります。

議題（１）「小樽市緑の基本計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」及び「小樽市緑の基本計画策定委員会運営規程（案）」について事務局より説明願います。

## 《公園緑地課主査》

公園緑地課の亀田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、資料１－１「小樽市緑の基本計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」について、ご説明させていただきます。それでは、失礼して座ってご説明させていただきます。

資料１－１をご覧ください。

この要綱の中では、第１条に「目的」、第２条に組織の構成に関する事項、第３条において、先ほど決まりました委員長、副委員長について規定しております。

副委員長につきましては、委員長が事故にあったときや、欠けてしまったときに会議の進行をお願いすることとなります。

第４条には、「会議」について規定されており、このご時勢ですので、状況によって文書による回議ができることなどが規定されております。

第５条には、事務局を公園緑地課に設置することを規定しております。

第６条では、その他必要事項を委員長が定めると規定しております。

以上が「小樽市緑の基本計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」についての説明となります。

続いて、資料１－２「小樽市緑の基本計画策定委員会運営規程（案）」についてご説明させていただきます。

資料１－２をご覧ください。

この運営規程は会議の運営について必要なことを定めております。現時点では「案」の段階であり、委員の皆さんの決により本日付で「施行」となります。

それではご説明いたします。

第１条に「目的」が規定されております。第２条では「会議の公開」について規定され、公開の原則がうたわれております。第３条では「会議開催の事前公表」について規定し、本日の会議も１週間前に市のホームページで公開し、報道機関にも報道依頼しております。第４条では、「会議の傍聴」について規定しており、傍聴に関する規定を定めております。第５条では「会議資料の閲覧」を規定し、本日の資料についても傍聴者に閲覧できるようになっております。第６条におい

では「会議録の作成」について規定し、各回の会議録は各委員の皆様に配布することになります。最後の第7条で「会議録の公表」を規定しております。

以上、議題（1）についての説明を終わらせていただきます。

### 《委員長》

ただいま事務局より、議題（1）「小樽市緑の基本計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」及び「小樽市緑の基本計画策定委員会運営規程（案）」について説明いただきました。

まず、資料1-1「小樽市緑の基本計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱」の内容について、何かご質問・ご意見等がありますでしょうか。

～ 質問・意見等無し ～

では、資料1-2「小樽市緑の基本計画策定委員会運営規程（案）」の内容について、何かご質問・ご意見等がありますでしょうか。

～ 質問・意見等無し ～

では、この「小樽市緑の基本計画策定委員会運営規程（案）」について、原案通りでよろしければ、挙手をお願いします。

～ 賛成多数 ～

では、この「小樽市緑の基本計画策定委員会運営規程」については了承されましたので、本日付けで施行となります。

次に、傍聴者の確認をいたします。事務局報告願います。

### 《建設部主幹》

本日の傍聴者は「0名」であります。

### 《委員長》

傍聴者0名とのことですので、次の議題に移りたいと思います。

それでは続いて、議題（2）「見直しの背景」及び（3）「見直しの進め方」について一括して事務局より説明願います。

### 《公園緑地課主査》

公園緑地課の赤川と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは「（2）見直しの背景」についてご説明いたします。それでは、失礼し

て座ってご説明させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。

「小樽市緑の基本計画」は基準年を平成10年、計画期間を平成16年から令和2年までとし、平成16年に策定され、緑地の保全や緑化の推進に努め、令和2年度をもって計画期間の満了を迎えました。

計画の策定以降、人口減少や少子高齢化の進行のほか、近年の大規模な自然災害の多発による防災意識の高まりなどから、社会情勢が大きく変化し、それに伴う法改正や上位計画・関連計画の見直しがされてきました。

次期計画についても、このような社会情勢の変化などに対応した計画とするものであります。

次に2ページをご覧ください。

緑の基本計画の位置付けについては、上位計画である「第7次小樽市総合計画」に即し、北海道決定である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と整合を図るとともに、関連計画の「第2次小樽市都市計画マスタープラン」、「小樽市環境基本計画」、「小樽市景観計画」などと連携する計画となっております。

また、「小樽市公園施設長寿命化計画」においては、緑の基本計画に管理の方針が記載された場合、当該方針に則して都市公園の管理に努めることとなります。

それでは「(3)見直しの進め方」についてご説明いたします。

資料2の3ページをご覧ください。

スケジュールとしては、本日が第1回の策定委員会であり、

第2回：R4.2月中旬予定	計画の基本方針と目標について 緑地の配置方針について
第3回：R4.5月下旬予定	計画推進のための施策について
第4回：R4.8月中旬予定	素案作成
第5回：R4.11月下旬予定	パブリックコメント結果報告
第6回：R5.2月中旬予定	計画原案

このようなスケジュールとなっております。

次に「計画の構成(案)」についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

計画の策定に当たっては、「緑の課題」を整理し、現計画の構成を基本としていきたいと考えております。「第1回」の会議では、緑の基本計画の概要をご説明し、緑の現況と課題を整理し、「第2回」の会議では、計画の基本方針と目標を設定し、緑地の配置方針を示し、「第3回」の会議では、計画推進のための施策を定め、計画の実現に向けた具体的な方策についてまとめていきたいと考えております。

次に「策定体制」についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

策定体制としましては、事務局で検討した「たたき台」を基に、関係課長職で構成されます「庁内調整会議」で「素案」を作成し、「策定委員会」で「原案」を

策定していくこととなります。

「策定委員会」は学識経験者2名、関係行政機関の職員1名、公募委員などの市民3名、その他市長が必要と認める者1名の合計7名で構成しております。

「策定委員会」で作成した「原案」は、市長を含む「関係部長会議」に諮り、案を取りまとめ、北海道からも意見をいただき、策定・公表してまいります。

また、都市計画審議会に対する協議・諮問や、市議会に対する議決などが必要な案件ではありませんが、策定が完了した段階など必要に応じて報告してまいります。

そして、住民意見が反映されるよう、実施済みである市民アンケートのほか、市民懇談会やパブリックコメントを実施してまいります。

以上、議題（2）「見直しの背景」及び（3）「見直しの進め方」についての説明を終わらせていただきます。

### 《委員長》

ただいま事務局より、議題（2）「見直しの背景」及び（3）「見直しの進め方」について説明いただきました。

この内容について、何かご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

～ 質問・意見等無し ～

それでは続いて、議題（4）「緑の基本計画とは（制度の概要）」、（5）「現計画の内容」について一括して事務局より説明願います。

### 《公園緑地課主査》

「（4）緑の基本計画とは（制度の概要）」についてご説明させていただきます。資料2の6ページをご覧ください。

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条第1項に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する計画であります。

この計画に定める事項については、都市緑地法第4条第2項に定められており、その内容は緑地の具体的な目標水準を定める「緑地の保全及び緑化の目標」、基本理念・基本方針を基に取り組む主要施策を定める「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」、そして具体的な整備や管理の方針、緑地の配置方針を示す「都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項」であります。

次に「（5）現計画の内容」について、ご説明いたします。

7ページをご覧ください。

現況調査に用いた都市公園や森林等の緑地面積の解析資料が平成10年であるため、基準年を平成10年としております。

現計画は平成 15 年から策定委員会等による検討を経て、平成 16 年に策定されております。

現計画の計画人口は平成 12 年国勢調査における将来推計人口を使用しており、その 20 年後の令和 2 年を目標年次としております。

現計画は計画期間の平成 16 年から令和 2 年までの 17 年間、緑地の保全や緑化の推進に努め、令和 2 年度をもって計画期間の満了を迎えました。

なお、上位計画・関連計画との整合がとれた計画とする必要があり、次期計画の策定まで 2 か年を要することから、その間も現計画の基本理念に基づいて緑地の保全及び緑化の推進に努めております。

次に「計画対象区域」について、ご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

水色の区域が市街化区域、緑色の区域が市街化調整区域であります。本計画は、市街化区域と市街化調整区域にて構成される都市計画区域を計画対象区域としております。

次に「計画の基本方針」について、ご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

現計画では基本理念を、生き物が息づく豊かな自然の緑、歴史ある文化を取り巻く郷土の緑などを活かしながら、市民とともに心にゆとりが広がるような緑あふれるまちづくりを進めていくことを目標とし、「市民と育むみどりあふれる、ゆとりあるまち小樽」を基本理念として掲げております。

この基本理念の実現を目指し、「人と自然が共生するまち」、「みどり広がる安心・快適なまち」、「みどりを通して市民どうしがふれあえるまち」の 3 つを緑の将来像として設定しております。

この 3 つの緑の将来像の実現に向けて、基本方針として「1 いまあるみどりを守ります（緑の保全）」、「2 新たなみどりをつくり、育てます（緑の創出）」、「3 みどりの文化を広げます（緑の普及と啓発）」の 3 つを定め、さらに 3 つのそれぞれの基本方針に沿って「1 自然の豊かな緑を守る」をはじめとした 7 つの取り組みを定めております。

次に 10 ページをご覧ください。

ここでは、緑地が持つ「環境保全機能」、「レクリエーション機能」、「防災機能」、「景観構成機能」の 4 つの機能とその内容について示しております。

これらの 4 つの機能による緑地の配置方針を踏まえて、緑の将来像の実現に向けて「骨格的緑地の配置」、「緑地等の均衡ある配置」、「安全なまちづくりのための緑地の配置」という総合的な緑地の配置方針を定めております。

以上、議題（4）「緑の基本計画とは（制度の概要）」、

（5）「現計画の内容」についての説明を終わらせていただきます。

## 《委員長》

ただいま事務局より、議題（4）「緑の基本計画とは（制度の概要）」、

（5）「現計画の内容」について一括して説明いただきました。



この内容について、何かご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

～ 質問・意見等無し ～

それでは続いて、議題（６）「現計画の実績」について事務局より説明願います。

### 《公園緑地課主査》

次に「（６）現計画の実績」についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

このページの上段では、令和2年における緑地の確保目標水準として、「将来市街地」、「都市計画区域内」、「都市公園等」のそれぞれの緑地面積における平成10年の計画当初、令和2年の目標水準及び実績について記載しております。

なお、ここでいう将来市街地とは、市街化区域にこれに接した周辺地域の緑地を加えたものであります。

また、都市公園等とは、都市公園に学校グラウンドなどの公共施設緑地を加えたものであります。

ここで将来市街地に占める緑地面積は、平成10年の計画当初740haから令和2年の実績758haと増加しております。その要因としては、望洋台サッカー・ラグビー場の整備や、都市公園5か所の新規整備が増加要因となっております。

また、都市計画区域内に占める緑地面積は、平成10年の計画当初7,200haから令和2年の実績7,139haと減少しております。その要因としては、施設緑地では都市公園や望洋台サッカー・ラグビー場などの整備による増加がみられましたが、地域制緑地の農業振興地域農用地区域などが減少要因となっております。

都市公園等の整備目標量についても、平成10年の計画当初210haから令和2年の実績228haと増加しております。その要因としては、望洋台サッカー・ラグビー場の整備や、都市公園5か所の新規整備が増加要因となっております。

下段については、都市計画区域内人口一人当たりの都市公園及び都市公園等の緑地の目標水準を記載しております。

都市公園においては、平成10年の計画当初8.2㎡/人から令和2年の実績11.5㎡/人と目標水準12㎡/人を若干下回っておりますが、都市公園等においては平成10年の計画当初13.5㎡/人から令和2年の実績20.4㎡/人と目標水準19㎡/人を達成している結果となっております。

しかしながら、この結果については、目標水準の計画人口を147,000人として算出したものであり、実績においては、111,634人であり、予想を上回る人口減少によるものであります。

次に12ページをご覧ください。

都市計画区域内の緑地面積の推移については、おおむね横ばいで推移する結果でありましたが、平成10年と令和2年を比較すると約100ha減少しております。

なお、その内訳といたしましては、施設緑地においては都市公園や社会体育施設

などの整備により約20ha 増加しておりますが、地域制緑地においては農業振興地域農用地区域などが約120ha 減少しております。

13ページから30ページにかけては、主要施策の17項目の実施状況及び解析結果について記載しております。

本委員会では、特徴的な3項目について、ご説明いたします。

13ページをご覧ください。

まず、表の見方についてご説明いたします。

上段に、「基本方針」、「取組」「主要施策」を記載しております。

表中におきましては、左側より、「具体的な施策」、該当する「緑地の配置方針」、「実施結果」、この実施結果より主要施策における「解析結果」として記載しております。

まず初めに、「基本方針1 主要施策① 緑の骨格の保全」については、おおむね実施されておりますが、丘陵の自然環境保全⑤風致地区の指定（天狗山周辺の丘陵樹林地一帯）については、「風致地区として指定されていないが、当該地は自然景観保護地区に指定されていることから、緑地は継続して保全されており、風致地区指定の必要性について、検討する必要があります。」などの実施結果となっております。

これらより、「樹木は二酸化炭素の吸収や大規模土砂災害などの減災対策の効果有し、継続して保全を行うとともに、法または条例により地区指定する場合については、関係機関との協議が必要である。」とする解析結果としております。

次に17ページをご覧ください。

「基本方針2 主要施策⑤ 規模の大きな公園の整備」については、未実施の項目が多く、風致公園の整備①奥沢水源地周辺での風致公園の整備については、「老朽化した既存公園施設の更新・維持管理を優先して実施しており、今後は新規公園の整備ではなく、既存公園の充実や適正な配置が必要であると考えられます。」などの実施結果となっております。

これらより、「長期未整備の都市計画公園を含め、公園を適正に配置し、既存公園を集約化することで、管理施設の縮小による維持管理費等の低減が図られる。」とする解析結果としております。

次に26ページをご覧ください。

「基本方針3 主要施策⑬ 市民参加の体制づくり」については、未実施の項目が多く、緑の活動団体の育成②学校教育機関などと連携する市民ボランティア組織の育成については、「フラワーマスターや公園愛護会などの市民ボランティア組織があるため、新たな育成は実施していない。」などの実施結果となっております。

これらより、「緑化活動等を行うボランティア団体への支援方法の検討など、市民・事業者・行政が一体となって緑化活動を推進する体制づくりを形成する必要がある。」とする解析結果としております。

以上、議題（6）「現計画の実績」についての説明を終わらせていただきます。

**《委員長》**

ただいま事務局より、議題(6)「現計画の実績」について説明いただきました。  
この内容について、何かご質問・ご意見等がありますでしょうか。

26ページまでの間で途中省略した部分もありますけれども、それを踏まえて  
のご質問でも結構です。

**《B委員》**

資料12ページの現況調査結果(2)というところで教えていただきたいので  
すけれども、「地域制緑地においては農業振興地域農用地区域などにより…」と書  
いているのですけれども、これはいわゆる畑が少なくなったということなのでし  
ょうか。

**《建設部主幹》**

注釈にもありますように、農業振興地域農用地区域につきましては、農業振  
興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域となっており  
まして、こちらにつきましては市がおおむね10年以上にわたり農業上の利用  
を確保すべき土地と設定している土地でありまして、過去の計画から今の計画  
に計画変更されていますので、減少しているという結果となっております。

**《B委員》**

実際に減少しているということですよ。

**《建設部主幹》**

そうです。

**《B委員》**

農耕地ではなくなって、住宅地とか商業地とか工業用地に変更したというこ  
とを意味するのですか。

**《建設部主幹》**

商業地とかというより、農耕地ではなく、あくまで農業として利用される土  
地ではなくなっているということです。

**《B委員》**

それは地主の意向次第なのですか。それとも市として指定したりしなかつた  
りということなののでしょうか。

**《建設部主幹》**

指定自体は市でありますけれども、土地所有者と協議しながら土地の変更を  
していくという形になっております。

## 《B委員》

ありがとうございます。

## 《C委員》

26ページの民間活力では、どんな活用をしようとしていたのでしょうか。今後民間との連携がかなり重要になってくるので、都市公園の計画的な保全とか管理の方針とか、民間活用を取り入れられるようになるかと思うのですが、具体的な施策を挙げられていますけど、どんなことをされていたのかなと思ひまして。

## 《建設部主幹》

緑地管理機構制度といいますのは、地方公共団体以外のNPO法人などの団体が緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行っていくという制度となっております。あくまで民間の法人が緑地の保全や緑化の推進を行っていきますので、行政が団体の問い合わせや相談に来た段階で制度の導入について説明を行いながらサポートしていくものでありますので、本計画の中では、団体からの問い合わせや相談が無かったということで実施されていないという結果となっております。

## 《委員長》

よろしいでしょうか。

## 《C委員》

分かりました。

## 《委員長》

それでは議題（7）「本市の現況」、（8）「アンケート調査結果」について一括して事務局より説明願います。

## 《公園緑地課主査》

それでは「（7）本市の現況」について、ご説明いたします。

資料2の31ページをご覧ください。

人口や人口構造の変化について、ご説明いたします。

国勢調査における平成7年から平成27年までの人口や人口構成、令和2年以降の将来推計人口と人口構成を棒グラフ表示しております。人口は減少が続き、今後も減少することが予想され、年少人口及び生産年齢人口は人口・割合ともに減少が続き、今後もその傾向が続くと予測されます。また、老年人口は人口・割合ともに増加を続け、今後は人口が減少し、割合が増加することが予測されます。

次に「（8）アンケート調査結果」についてご説明いたします。

32ページをご覧ください。

「第2次小樽市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査」におい

て、みどりや公園などに対する市民の意向を調査いたしました。

調査の概要としては、平成30年4月27日から5月14日までを調査期間とし、小樽市民3,000人に対し、郵送にてアンケート配布し、727件（24.2%）の回答がありました。

33ページから38ページにかけて、18項目のアンケート調査結果を記載しております。1ポッチ目には意見が多かった内容、2ポッチ目にはアンケートによる解析結果について記載しております。本委員会では、特徴的なアンケート結果である6項目について、ご説明いたします。

33ページの左側、アンケート番号①をご覧ください。

公園や緑地、水辺の環境に関する、今後重点をおくべき事については、新たな公園整備よりも、既存の公園の充実が望まれていることが伺えます。

34ページの真ん中、アンケート番号⑤をご覧ください。

魅力的なまちにするためのアイデアや提案については、公園整備に関しては、幅広い年代や多用途に対応することが提案されております。

35ページの右側、アンケート番号⑨をご覧ください。

市街地内で特にみどりが少ないと感じる地域については、小樽駅前の中心市街地における緑の充実が課題であることが伺えます。

36ページの真ん中、アンケート番号⑪をご覧ください。

身近な公園を利用しない理由については、積極的な利用が図られるような施設整備及び維持管理の検討が必要と考えられます。

37ページの左側、アンケート番号⑬をご覧ください。

みどりづくりやイベント（自然観察会、植樹会など）への参加の有無については、今後のイベントへの参加意思がある市民が一定割合いることから、ニーズに合った開催内容の検討が必要と考えられます。

38ページの左側、アンケート番号⑯をご覧ください。

小樽のみどりをより良くしていく上で、大事だと感じることについては、公園整備に関しては、幅広い年代や多用途に対応することが求められています。

以上、議題（7）「本市の現況」、（8）「アンケート調査結果」についての説明を終わらせていただきます。

#### 《委員長》

ただいま事務局より、議題（7）「本市の現況」、（8）「アンケート調査結果」について一括して説明いただきました。

この内容について、何かご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

#### 《D委員》

アンケート調査の回収数 727件となっておりますけれども、男女比と年代別とかはわかりますか。

《建設部主幹》

男女割合の資料が手元にありませんので、後ほど皆さんにご説明いたします。

《委員長》

37ページで、n=598とn=629が回答数だと思うのですが、3,000人に対するアンケートで全体を通して600前後だったのですけれども、これしか回答がなかったということなのでしょうか。

《建設部主幹》

そうです。調査数は3,000人で回収数がその数字となっておりますので、そちらの数字に対するそれぞれの割合でグラフを作成しております。

《委員長》

それは、まちの中心、駅の周辺の住民の回答が多いとか、バスに乗らないといけな住宅地の回答が多いとか、そういうことはなかったのですか。

アンケートは小樽市全域に出しているわけですよね。それが、ある偏った商業地域の回答が多ければ、商業地域の意見の反映になってしまうし、周りの住宅地からの回答が多ければ、市の中心地の意見が反映されていないということになるので、均一にその割合で返ってきたと考えて差支えないでしょうか。

《建設部主幹》

35ページを見ていただきまして、⑨の下の方に割合的なものが反映されておりますけれども、3,000人分のアンケートにつきましては無作為に抽出をしてアンケートを行っております、回収した727件に対しておおむね均等な形で回答を得ているような状況でございます。

《委員長》

分かりました。

《E委員》

アンケート⑬の中で、みどりづくりやイベントへの参加の有無ということで自然観察会や植樹会などがありますが、小樽市では結構こういったことをやられているのでしょうか。私ども色んなまちでこういうことがあればお手伝いさせていただく場合もあるのですが、うちの組織は今小樽の職員が欠員になっておりまして、中々接点を持てずにいるのですけれども、どのようなことをされているのか参考に教えていただけるとありがたいのですが。

《建設部主幹》

例えば長橋なえぼ公園ですと指導員の方がおりますので、家族や団体でいらした場合には公園を案内しながら緑についてご説明させていただいたりしております。

す。植樹会とかですと今コロナ禍で中止になっているのですが、苗を育てていただいて、その花を公園に植花する活動を2か所の公園で行っております。

### 《委員長》

ほかにご質問はないでしょうか

それでは議題（9）「緑の課題」について事務局より説明願います。

### 《公園緑地課主査》

それでは「（9）緑の課題」についてご説明いたします。

資料2の39ページをご覧ください。

具体的な施策の実施状況やアンケート調査結果のほか、社会情勢、法改正及び上位計画・関連計画などの新たに取り組むべき事項を加え、40ページから82ページにかけて、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」に関する課題として整理しております。本委員会では、28課題のうち、機能ごとの4課題について、ご説明いたします。

40ページをご覧ください。

まず、表の見方についてご説明いたします。

表題にて、「環境保全」など、機能ごとに分類しております。

そして、左側より、該当する「主要施策」及び「アンケート」、その「実施結果」及び「解析結果」を再掲し、これらより導き出された課題を右側に記載しております。

まず初めに、「環境保全に関する課題」について、ご説明いたします。

主要施策①から③より、「ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、樹林地や草地の保全をしていく必要がある。」とする課題としております。

以降も同様に課題抽出を行っております。

「環境保全に関する課題」としては、40ページから50ページにかけて、7つの課題を抽出しております。

次に51ページをご覧ください。

ここでは、「レクリエーションに関する課題」について、ご説明いたします。主要施策④及び⑤、52ページのアンケート①、②、④、⑤より、「長期末整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な見直しを検討していく必要がある。」とする課題としております。

「レクリエーションに関する課題」としては、51ページから65ページにかけて、8つの課題を抽出しております。

次に66ページをご覧ください。

ここでは、「防災に関する課題」について、ご説明いたします。

主要施策①及び②より、「崩落や地すべりなどによる土砂流出や土壌保全につながる森林の保全をしていく必要がある。」とする課題としております。

「防災に関する課題」としては、66ページから71ページにかけて、5つの課題を抽出しております。

次に72ページをご覧ください。

ここでは、「景観形成に関する課題」について、ご説明いたします。

主要施策①及び②、アンケート②及び⑬より、「美しい眺望を持つ天狗山や自然と調和したニセコ積丹小樽海岸国定公園などの自然的景観の保全をしていく必要がある。」とする課題としております。

「景観形成に関する課題」としては、72ページから82ページにかけて、8つの課題を抽出しております。

以上、議題（9）「緑の課題」についての説明を終わらせていただきます。

### 《委員長》

ただいま事務局より、議題（9）「緑の課題」について説明いただきました。

この内容について何かご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

### 《建設部長》

補足で説明させて下さい。今我々の方で議題ということ（1）から（9）までご説明させていただきました。実は（1）から（8）までというのは、これまでの現計画に対する背景や実績など、これまでの計画に対することを述べさせていただいております。それに対するアンケートも実施したのですけれども、我々事務局の方で今回の会議で一番議論していただきたかったのは、40ページ以降で、いろいろな主要施策やアンケートを行ってどうだったのか、それを解析してどうなったのかを踏まえて課題というものを右の方に書いております。この課題で委員の方々、我々も含めて共通認識を持ち、よいかどうかというところを皆さんに議論していただいて、今後の会議ではこの課題に基づく施策をどうしたらよいかということ議論したいと思っておりますので、特にこの課題についてご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

### 《B委員》

51ページの課題 1-1 というところで、長期末整備の都市計画公園については見直しが必要であると書かれているのですけれども、これはきっと全然整備されていない公園ということであると思いますが、これは市内に何か所くらいあるのですか。

### 《建設部主幹》

都市計画決定している長期末整備公園については3公園ございます。錦台公園、銭函レストパーク、稲穂公園の3公園となっております。

### 《B委員》

それは比較的大きな公園なのですか。小さくてどうでもいい公園ではなくて、



非常に大きくて未整備が勿体ないとかそういう公園なのでしょうか。

### 《建設部主幹》

銭函レストパークは都市緑地と呼ばれる公園で比較的小さく、小樽公園、手宮公園、長橋なえぼ公園のような総合公園ではありません。

### 《B委員》

未整備であるということは、水道や御手洗とかが無くて、なおかつ利用者もほとんどいないということで周りの人も公園として認識していなくて、未整備という荒れ放題とかの印象を受けるのですけれども、どうなのでしょうか。

### 《建設部主幹》

錦台公園につきましては、土地所有者が国になっておりまして今の状態としては空地となっております。稲穂公園につきましては、土地は小樽市がっておりまして、ほぼ山の扱いになる地区にあります。銭函レストパークにつきましては、現在銭函パークゴルフ場として利用されている状態となっております、芝生や水道環境が整っている状態となっております。

### 《B委員》

こういう問題は私もよく分からないのですけれど、おそらく市の方の方針としては公園を含めた緑地を増やして少しでも緑の多いまちにしていこうというスタンスだと思うのですよね、なのでそういう未整備なところを残していくあるいは活性化させることを考えているのか、整備をすればお金もかかるし利用者も近隣で見込めないのだったら、もうふけ込んでしまうと考えているのか、市のスタンスと言いますか、方向性というのはどういうところになるのでしょうか。

### 《建設部主幹》

長期末整備の都市計画決定している公園は基本的に都市計画審議会を経て必要な公園として位置付けられておりますので、今後例えば錦台公園でありますと土地購入費の整備費以外にかかる部分、銭函レストパークについてはパークゴルフ場として利用されていること、あと稲穂公園につきましては一部山を含んだ地域がありますので、その整備方法について色々な検討をした後に整備、もしくは廃止するにしても都市計画審議会を経た都市計画変更というものを行わなければいけないものですから、そちらについては検討をしていきたいと考えております。

### 《E委員》

私どもも小樽市の国有林を管理させていただいているのですけれども、環境保全の課題に例えば主要河川に関してもほぼ源流部がうちにあり、また景観などのまち場の緑地帯と国有林が一体となっている部分もございます。また、防災の関

係で保安林などの土砂災害による土石流など、これも私どもの山と繋がっている関係もございますので、この辺私ども常日頃からご迷惑をお掛けしないようにと管理しているところなのですけれども、ここの中身を実現させていくかを私どもと調整をさせていただいたり、お話させていただけることがあればご協力をさせていただけますし、また我々も下手なところとかがあるかと思っておりますので、都市計画区域外ではありますけれども上下流もつながっておりますので、そこも含めていただくなどご一考いただければと思います。

#### 《委員長》

この4つの課題につきましては、先週の土曜日に市民懇談会というところでディスカッションを行ったわけなのですけれども、4つの課題の中でバッティングするテーマというのがあったかと思えます。実はレクリエーションとして先ほどお話のありました公園整備や水辺環境の可能な限り整備をしていくということなのですが、これを環境保全の立場から考えると、そこに人間が使った水を流すあるいは人間が住むこと自体が環境保全にとって好ましくないというレクリエーションから見るか環境保全から見るかによってバッティングする場合がありますが、これからそれを一つずつ検討していくのですけれども、小樽市さんとしてはこの中で優先順位みたいなものはお持ちなのでしょうか。

#### 《建設部主幹》

優先順位というのは基本的に持っておりませんけれども、例えば保安林や河川区域の災害を起こすような地域等については、国有林、市有林、民有林を含めて保全をしてまいりたいと考えております。

公園とかのレクリエーションについて、今後についてはアンケートにもありましたように新しい公園よりも既存の公園の充実が望まれているということを踏まえて、そのような方向性で検討してまいりたいと考えております。

#### 《委員長》

ありがとうございました。先週のディスカッションでもありましたけど、それぞれ住んでいる場所あるいは家族構成やお子さんの年齢などによりまして大規模公園を市街の出た場所にあったり、街角の歩いて行ける距離にあたり、非常に漠然としたおおざっぱな意見がたくさん寄せられていると、それからその課題一つ一つにどのようなことが可能かどうかというところを次回以降の委員会でやっていくということによろしいでしょうか。

#### 《建設部主幹》

そのような考えでよろしいです。お願いいたします。

#### 《A委員》

委員長がおっしゃられたように、やはり緑という言葉自体が曖昧なので例えば

畑だったり、そういったものも緑というふうにこの基本計画の中では含まれると思うのですけれども、環境保全とかそういった立場からいうと畑とかもですね人が管理して同じ作物が同じ区間に植えられているということで、結構畑も自然と表現することもありますけれども、定義というのはきちんと考えていかなければいけないなと感じました。どうしても私も自然に関わるものとしてそちらの視点で課題を見ていたのですけれども、かなり課題の中で41ページ、42ページの天狗山の丘陵地だったり、海岸線などの一体的な保全をしていく必要があるという課題が挙がっていますけれども、公になっていることなので大丈夫かと思うのですけれども天狗山の丘陵地では大規模な風力発電の建設案があったり、洋上風力発電というのもなんとなく聞こえてきていますので、そういった施策というのは大きいところがたくさん絡んでくるので難しい問題だとは思いますが、今回策定する基本計画の何か効力だったり、そういう計画が進んでいく中でこういう考えがあるとか示されていくような計画になるのでしょうか。

### 《建設部主幹》

風力発電などに関わる森林伐採等をご懸念されているかと思いますが、緑の基本計画におきましては、そのような森林保全とかをうたっていく中で法的な規制については先ほど地区指定についてご説明させていただいたと思うのですが、そちらを国有林、民有林含めて地区指定を行った場合については、そういう施策について一定程度の制限をかけられるかもしれませんが、特に民有地に関しては、同意を得た中での地区指定となりますので中々難しい面もございます。また、今ご心配されている風力発電などの整備については事業者が地域住民に説明をするということになっておりますので、そちらについて住民合意を得られた中で事業推進されるものについては、今後緑の基本計画の中で制限を加えるのは難しいと考えております。

### 《A委員》

資料のどこで拝見したか忘れたのですけれども、風致指定をするとそういう制限がかかってくるということなのですか。

### 《建設部主幹》

そうです。例えば、13ページをご覧いただきたいのですが、「丘陵の自然環境の保全⑤風致地区の指定（天狗山周辺の丘陵樹林地一帯）」ということでご説明させていただいたと思うのですが、こちらについては実施結果のところを書いてあるのですけれども、自然景観保護地区には指定されていますけれども、更にそれよりも強い風致地区の指定ということについてはしていないということになっております。ただ、その風致地区の内容については、条例等で縛っていく中で伐採等を制限するというよりも、伐採等を行う場合には許可を求めるといったこととなりますので、制限の内容について検討していかなければいけないですし、先ほどご説明させていただいたような民有林については土地所有者の合意が

得られないと地区指定できませんので、それについてはご理解をいただきたいと思ひます。

### 《A委員》

ありがとうございます。やはりクリーンエネルギーということもありますけれども、自然との兼ね合いも中々難しいものがあるのだろうなと思ひていたのですが、結構この課題を見てみますと天狗山や海岸の景観がやはり小樽の緑としてかなり重要なのだなというのが改めて感じたので質問させていただきました。

### 《委員長》

風力発電について補足させていただくのですが、すでに完工されている風力発電以外は、今、直ちに建設が進むことではないのですが、建設許可が出るまでにアセスが行われていくということです。そのアセスが色々なものがありまして、今色々な場所で風力発電の概要書の作成という段階なのです。その概要書が通りますとアセスに着手するわけなのですが、その前に市民のパブリックコメントによりその調査に係る部分などを求め、それからアセスの結果を市民に閲覧してそれに対する意見抽出などもありますので、そちらも併用してご活用されたらよろしいのではないかとと思ひます。

### 《D委員》

この緑の基本計画が策定されたのが2004年、今回見直しの第2次ということで17年以上前から立てているということなのですが、今回第2次緑の基本計画を策定する時にそれくらい先まで考えた計画になるのかをお尋ねしたいのですが、このまま20年近く先となると小樽市の人口自体がもう7万人を切るような状況の中でのことを想定していく中では必要になってきますので、どのような考え方をしていけばよいのか基本的なところなのですが、教えてください。

### 《建設部主幹》

今事務局として考えているのは、令和5年度から14年までの10か年の計画期間にしたいと考えております。現計画につきましては17年で、その当時としては、おおむね20年として計画期間を策定している自治体さんが多くございました。また、中間年の10年に見直しとかもございまして、そちら等を踏まえまして今回については10か年の計画期間として事務局提案していきたいと考えております。そちらについても委員の皆様へ検討していただくものとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

### 《委員長》

これで議題は全て終わりましたけれども、全体を通してご質問・ご意見などあ

りましたら、ご発言下さい。

### 《建設部主幹》

先ほど、アンケートの男女比率などのご質問がありましたので、事務局から資料をお配りさせていただきます。こちらが先ほどご説明させていただきました「第2次小樽市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査」のまとめとなっております。2ページ目をご覧ください。回答数727件に対して表1の男女比率として男が251件、女が443件、その他不明が33件、35%と60%くらいの割合となっております。次に、表2の年代別の回答につきましてもおおむね15%前後となっております。最後に表3の地区ごとにおいては、ほぼ同じだったとご説明させていただきましたけれども、80人前後でおおむね均等な形になっていると思います。以上、事務局からの追加説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

### 《委員長》

性別の方なのですが、若干女性の方が多いのかなと思いますが、これは個人的な感想も入るのですけれども、子育て世代の女性の方が多いのかなと、あるいは男性の方はあまり公園で休まれているのを見かけないので、そういうところ差が出ているのかなと思いますがどうでしょうか。

### 《建設部主幹》

具体的な回答されていない理由は中々難しいのですけれども、私が個人的に思いますのは、男性は働いている方、アンケートに対する謝礼などメリットが薄い、緑に対する考え方や興味も薄く、女性の場合ですと子育てをしている方は公園や緑に対する思い入れがありますので、積極的に回答されていることで数値の差があるのかと個人的に考えております。

### 《委員長》

それも解析の一つですね。

それでは、全体を通して何かご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

ないようですので、本日の議題は終了しましたので、事務局へお返しします。

### 《建設部長》

今回の委員会におきまして、委員長、副委員長、各委員の方々、貴重なご意見誠にありがとうございました。中々少ない時間の中でこのたくさんの資料を説明しきれいな部分もありました。我々の資料の作り方としては、今現計画がどういう計画になっているのか、そしてどういう目標を持っているのか、それに対してどういう取り組みをするのかということで現計画の部分の説明し、それがどういった形で実施されてきたのか、そしてそれを分析し、どういった課題があるのかということで一通り資料を作らせていただいた次第であります。できれば時間

があればこの課題一個一個について議論をさせていただきたいと思っていたのですが、やはり時間の都合上全てはできませんので、これにつきましてはお持ち帰りいただいて、また疑問やこうした方がよいなどのご意見があれば事務局の方にお寄せいただければ、第2回の中で盛り込んで検討していきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

#### 《建設部主幹》

本日は、大変ありがとうございました。  
次回の会議は年明けの2月中旬を予定しております。  
今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

(終了)